

長久手市国際交流協会運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長久手市国際交流協会会則（以下「会則」という。）に基づき、その運営方法につき必要な事項を定める。

第2章 運営委員会

(設置)

第2条 運営委員会は、委員長が招集し開催する。

2 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 運営委員会の書記及び運営の補佐は、事務局がこれにあたる。

4 運営委員以外の者が運営委員会に参加する場合は、あらかじめ運営委員長及び副委員長の許可を得て、オブザーバーとして参加することができる。

(構成)

第3条 会則第24条第2項でいう運営委員に選出される会員とは、運営委員会で承認された活動グループの代表者及び会長から推薦された者のことをいう。

2 運営委員の任期開始日は4月1日とする。

3 活動グループの代表者が運営委員の任期中に異動があった場合は、その後任者が運営委員を継承する。

4 補欠又は増員により選出された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 運営委員長及び副委員長が任期途中で異動があった場合は、改めて運営委員が互選する。

6 運営委員長及び副委員長は、理事に選出される。

(協議事項)

第4条 協会の事業推進のため、会則第25条の協議事項に加え、次の内容についても協議する。

(1) 協会活動方針案、事業計画案、予算案

(2) 活動グループの現況報告による相互連携及び課題解決

(3) 協会活動の普及啓発

(4) その他、運営委員長が必要と認める事項

(規約の変更)

第5条 規約の変更は、運営委員の総意により適宜適切に行うことが出来る。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。